

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		高額介護予防サービス費相当事業費の支給
根拠法令等及び条項		地域支援実施要綱別記1(1)ア(コ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2の2、第29条の2の2
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
	根拠条項	地域支援実施要綱別記1(1)ア(コ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2、第29条の2の2
	参考事項	介護保険法第51条、61条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
<b>【 基 準 】</b>		
審査基準	①目的	市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。
	②対象	対象となるサービスは、指定事業者(介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。)によるサービスである。
	③実施内容	市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、介護保険法第51条又は61条に基づく給付の高額介護(予防)サービス費の支給を算定した後、高額介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額介護(予防)サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額介護(予防)サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。
	④住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者	住所地特例適用被保険者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該被保険者に対する地域支援事業の費用は保険者市町村が負担することになるため、住所地特例適用被保険者の高額介護予防サービス費相当事業は保険者市町村が実施する。